

令和5年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第4号）

招集年月日	令和5年10月5日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年10月5日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和5年10月5日 10時55分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	×	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	議会事務 局 長	穂森美枝	○	主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和5年第3回笠置町議会会議録

令和5年9月14日～令和5年10月5日 会期22日間

議 事 日 程 (第4号)

令和5年10月5日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年9月第3回笠置町議会定例会第4日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

向出健議員から、体調不良のため欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西 昭夫君） 日程第1、一般質問を行います。

3日目に引き続き質問を許します。

5番、坂本英人議員の発言を許します。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

これからも住み続けられる町「笠置」のために必要なことと題しまして、人口減少に負けない町づくり。

一部の自治体を除き、全国的に人口減少に歯止めが効かない昨今、我が町も例外ではなく、危機感を感じております。先日、9月3日に行われた西部地区での「道づくり」において消防団で地域の清掃活動に参加させていただきましたが、若者より高齢者の住民の方の参加が殆どで道づくりの事業が継続できるのかどうか不安を抱き、同世代の方々の意見を聞いてみました。皆さん、口を揃えておっしゃられるのは、後5年ぐらいで無理になるのではと。このような意見がある中で、町として人材不足を補う仕組み作りが必要ではないのでしょうか。どのようにお考えかお聞きをいたします。

次に、町役場の職場環境についてお聞きします。

ハラスメントが発生しにくい環境づくりの現状と今後の取り組みについて。

住民ニーズが多様化する今日において、小規模自治体の役場に勤務する職員の職場環境はマンパワー不足もあり過酷であると言えます。その中で、職場環境を充実させることは、職員の仕事に対する意欲が向上し、それは住民サービスの向上にも繋がります。職場環境の充実を図る上で、近年取り沙汰されているハラスメントについてお伺いいたします。

①ハラスメントに対する笠置町の考え方は。

②様々なハラスメントがありますが、対応マニュアル等がありますか。

③被害者のケアや加害者への指導、更正についてどのようにお考えでしょうか。

④ハラスメントが発生しづらい職場環境づくりを構築することが肝要だと思いますがどのようにお考えでしょうか。

以後は自席で発言させていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。

おっしゃりましたとおり、人口減少に歯止めが利かない中で、区長会のほうでも同様の御意見をいただいているところでございます。各地区で実施されている道づくり、出会いというものもかなり厳しい状況となっているのは実情でございます。斜面などの草刈りについては危険を伴うものでありまして、以前からまちづくり事業補助金というものを活用いただいて草刈り業者などへ委託されている区もでございます。以前に一度見直しを、この補助金要綱につきましては見直しを行いました。対象事業やまた対象経費など、使いやすい補助金となるように見直していく必要があるなど感じております。

草刈りだけではなく、区での事業だけではなく、個人の方の負担もあるところでございますので、社協のほうで活動されておりますほのぼのサービスなど、そういうところもお知らせする必要もあるのかなというふうにも考えております。まずは大きなところで区長会のほうでお話させていただき、補助金も含め、どのようなものが必要なのか、ちょっと意見を聞かせていただく必要もあるのかなと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 今、現状で行われている人材不足を補う措置というのは聞かせていただきましたが、少し対応としては遅いのかなと。これ、きっとお金で済むことがほとんどではないと思うんですね。やっぱり出てよかったと思うことが多数ありまして、例えば元気にされている顔を見るとか、逆に地区のルールというのも細かく教えてもらえたりとか、そのまちづくりの中でこの出会いというものが、いろんなものの本当に出会いなんやなというのはつくづく今回感じさせてもらったり、いまだに知らない顔の住民さんがいたりとか、僕も反省するところはたくさんあったんですけども、もうちょっと何か一工夫必要やなど。そのお金じゃない、どういうふうにして関係人口を町内でも深めていけるかというところも課題なのかなというふうには僕も感じています。

これ、道づくりだけじゃないと思うんですよ。今週末に行われる子供神輿でもそうなんで

すけれども、本当に人手不足というのはなかなかどうして本当に難しい問題。だからこれを補うためにはいろんな大学と連携するとか、たくさん自治体でも行われていることはあると思うんですけれども、ほんまに笠置町が何に困っていて、どういう人を求めるのか。地域おこし協力隊にするのか、活性化起業人にするのか、それとも全く違う部署をつくるのか。本当にそろそろ本気で考えないともう追いつかないと思うんですよ。人口減少と時代の流れにね。ですから、今、答えていただいたことというのは当たり前で今できていることなので、それよりももっと深い困り事というのは住民さんの中に多くあると思うので、僕も一生懸命これから勉強して考えていきますので、行政からも積極的に活動していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、坂本議員、おっしゃっていただきました事項ですけれども、確かに今度来週行われます秋祭りにつきましては、実施される地区もございまして、神事だけにとどまる地区もございまして。そういうところもやっぱり高齢化が進んでいく中での、区の中での事業ができないということだと思っております。

人口が減っていく中で、ほかの地域からの助け合いだけではなくて、町外からの助け合いということも必要かと思えます。飛鳥路地区さんのほうで以前に勧請縄ですかね、それをされたときも御協力いただいて、町外の方も地区外の方も御協力いただいたということもございまして、町といたしましても、そういう関係人口のほうを何かしら関係機関と協力しながらなせるような事柄がないのかということも検討させていただきたいと思えます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） せっかく答えいただいたので、答弁したいなと思えます。

勧請縄、8年、9年ぐらい前ですかね、僕ら初めてお手伝いさせていただいて、その当時は飛鳥路の方々もなかなか厳しい目で僕らのことを見てくださって、いろいろ教えていただきました。神さん事とはどういうものなのか。地域に対してどういう思いを持って君たちは接してくれるんやと。それがですね、本当、今年の正月ですね、皆さんと一緒にわら編ませてもらおうようなぐらいになって、それこそその当時のDVDがあそこの公民館にあるんですよ。それを地域の方と僕らと一緒に見たときに、本当にありがたかったしうれしかった。そういうことを町外の方でも共感してもらえたら本当にいい町になると思うんですよ。

だから人口減少が本当に悪ではなくて、何と言うんやろな、この現代社会に足りないものはコンビニやスーパーでは買えないと思うんですよ。ですので、そのきっかけづくりというのを数多くやっていけば、何かチャンスがまた巡ってくると思うんですよ。

それこそ西栗倉村と岡山県にあるんですけれども、そこは140人の移住者が今現在いて、人口が1,400人ぐらいなんですよ。10%いるんですよ。ということは、もう端的に言うたら1人町会議員を出せるぐらい、移住者で。それぐらい活気づいている村もある。

でも笠置は本当に立地もいいと思うんですよ。ちょっと走れば大阪にも名古屋にも京都にも行ける。それでも移住者が現れない。それにはやっぱり仕組みがおかしいのか、取り組み方が悪いのか、広報が悪いのか、何か原因があるはずなんですよ。空き家がないことが全てではないので、常にきっかけをつくっていけるようなまちづくり、町営住宅を新しくしてみるとか、いろんなやり方あると思うんですよ。いろんな事業を打っているところは全国的にたくさんあるので、ぜひぜひ行政も勉強をしていただいて、積極的にいろんな事業を打って出てほしいなと思います。はい。

議長（西 昭夫君） これ、順番に答えてもらっていいですか。はい。

町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員から大変貴重な御意見をいただきました。

いろんなイベントといいますか、町内の伝統芸につきましては、例えば南部の神輿では木津川市からお手伝いいただいていたというようなことがずっと続いております。ほかに起業人、協力隊、大学連携等というようなことがお話の中で出てまいりました。

住宅の整備につきましては用地の問題等々もございますので、なかなか簡単にはいかない問題かなというふうには感じております。

それから、未来づくりセンターにおいて、現在シルバー人材センターに共同設置を検討していただいております。当町と和東町においては、近辺ではまだ確立されておきませんので、業務の洗い出し、それから人材の発掘など、いろいろ御検討していただいております。シルバー人材センターができましたら、ご利用いただけるいろんな事業、対象も拡大いたしますので、設立に向けた協議を進めていけたらというふうに期待しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長が言う、土地がないとかどうのこうの、できない話はもう全く僕するつもりがなかったんで、僕の質問に対してそのノーの答えはもう一切要らないんですよ。そうしたら、まず、お試し住宅の取組から始めるとかね。笠置には種いっぱいまいたじゃないですか。いつ肥料やって花咲かすのというところやと思うんですよ。町長が苦難に思っておられることはあるかと思うんですけども、そのできないことをやっていく努力がまちづくりだと僕思っているんですよ。そこから派生する枝やったり、葉っぱやったり、それが次に実を实らせてくれると思うんですよ。その無駄なもんを省いていかないといけないかもしれませんが、はなっからできないというのは、僕は政治家としてそのモチベーションを持つべきじゃないと思っているんですよ。できないからこそ自分が考えて、足を使って町に利益をもたらすと。それが僕は政治家の仕事やと思っているんですよ。ですので、苦難こそチャンスやと。そういうまちづくりを、リーダーシップを発揮していただきたくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 坂本議員、職場の環境についてを続けていいですか。

5番（坂本英人君） あ、もう僕いくの。もう。

議長（西 昭夫君） どうしたらいいですか。もう、ほんだら答えて。はい、分かりました。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の2つ目の御質問でいただきました、役場の職場環境についてでございます。

主な内容といたしまして、ハラスメントに対する御質問であったということでお答えさせていただきます。

もちろん、ハラスメントにつきましてはあつてはならないものでございます。パワハラ、それからセクハラ、マタハラと、法的にといいますか、法律で定められて定義づけられているものはこれになりますけれども、それ以外にも今、カスタマーハラスメントであったりとか、30種類以上に上るようなハラスメントが出てきております。そういったものにつきましては、もちろん全てに含めましてあつてはならないものでありまして、管理職におきましては、研修に積極的に参加するようということで受講していただいております。

それから、2つ目でいただきました対応マニュアルにつきましてはですけども、笠置町職員のハラスメント防止等に関する規定というものは、令和2年6月に策定をいたしております。策定と同時に、ハラスメントを行った者に対する懲戒処分の指針というものも処分量定を追加したものでございます。ただ、マニュアルといたしましてはまだ作成できておりませんので、今後、速やかに作成に取り組みたいと思っております。

それから続いての、被害者へのケアや加害者への指導、更正についての考え方ということでございますが、ハラスメントにつきましてはもう嫌がらせやいじめというふうになっておりまして、発言や行動等によって本人の意図に関係なく相手を不快にさせるということでございます。与えるダメージが身体的なものでも精神的なものでも同じでございますので、行為をした者にどういう意図があったかということではなくて、相手がどのような感情を持ったかというふうなことでハラスメントに定義されております。これぐらいでハラスメントになるのかとか、昔は大丈夫やったとか、それからそんなつもり、意図はなかったというふうなことを弁解すると言うような事例もほかではよく聞く内容でございますが、やっぱり社会通念上、人格を傷つけるような言動かどうかというところでありまして、加害者側に自覚がないというのが一番の改善しなければならない点だと思っております。管理職においてはパワーハラ等もございまして、先ほど言いましたように、研修も受講してもらっていますけれども、管理職だけではなくて一般職についても、何かの言葉がそういった意図で、思いでないにしても傷つけるようなことにもなりますので、研修につきましては職員全体に広げる必要があるのかなというふうに考えております。

また、被害者側のケアといたしまして、町といたしまして、これと、マニュアルとして規定しておりませんでしたので、特段これですというふうなお答えがなかなかできないところでございますけれども、今、被害に遭われた方につきましては、お話をしっかりと聞くようなことが一番かと思っております。対象といいますか、加害者側と接触を避けるというところが物理的なところで一番効果があるものなのかなと思っておりますけれども、やっぱり心因的なことを考えますとそれだけではいけませんので、今後もしっかりとしたケアが必要なのかなと考えております。こちらマニュアルのほう、マニュアルだけでは済まないものかとは思いますが、お話を聞きながら被害者側のほうでも加害者側のほうにも話を聞き、対応していきたいというふうに思っております。

職場につきましては、なかなか被害者からの声が上げられないというところもございまして、加害者がそれと自覚していないというところがもうございますので、周辺の職員のほうから状況のほうの把握、把握といいますかちょっといつもと違うよな、あの言動はちょっといじめみたいに聞こえるよなというふうな声が拾えたら、ちょっとずつでも改善していけるのではないかと、そういう声に対しまして周りが気づくこと、それに伴いまして本人が気づく、本人に気づいていただかないと改善もなかなか、加害者側ですけれども、改善もなかなかできないと思っておりますので、そういうところの職場全員で取り組むべき事項かと思っております。



未然に防止するということになりますと、やはり研修というところ、研修なり、本人の自覚というところが大事になってきますけれども、そういうところを進めながら、仕事のしやすい環境づくりをこちら側から提供させていただけるような状況になればと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

非常に難しい問題、課題、事柄やなど常日頃立場上も思うんですけれども、本当に何かある種向こう合わせのような感覚を持たなければいけないというのと、どこまでその人との関係性を築けているかという見極めというのがすごい重要になってくる事柄なのかなと感じております。

例えば、承知しましたと了解しました、御苦労さまとお疲れさんみたいな、そんな話があるかと思うんですけれども、これもめちゃくちゃ難しいところにはあるんかなと。僕は、よく御苦労さんと言われてあまりいい気がしないことが多いんですね。それはもう立場が替わればある種のアラメントなのかもしれない。だからその感じたほうのことを考えながら話をするというのはすごく大変で難しいんですけれども、何かトータルで言えば本当に社会が愛が少なくなってきたなど。愛情とか心情というものよりも感情が勝つ世の中であるのかなというふうには思うんですよね。

だからその中でマニュアルを作ることもそうですし、そのマニュアルが存在するということはそれを意識している。それに対して向き合っているということの意思表示やと思うんですよ。それを読んだ人間が何を感じるか。どう行動に移すかというのが次のリアクションなのかなと思っています。ですので、そのマニュアルがあるから大丈夫とか、教育をしているから大丈夫じゃなくて、なぜそれをするのかというその本質ですよ、その本質を捉まえた中で一人一人が成長したりとか思いやりを持たないと、そういう言動、発言になるのかな、行為になるのかなというふうには思うんですよ。だからこれからの世の中、もっともっというんなものが簡素化されて、人と人の心がなかなか通じにくい世の中になっていくかとは思いますが、こういう小さい町だからこそ職員を大事にして、住民を大事にする。全ては住民のためにという僕の中の理念があるんですけれども、それを達成するにはやっぱり人のことを思いやる、そういう環境づくりと教育が徹底されていないとこういう問題がなくなるし、消えていかないのかなと思います。

最近、離職者が多いという話が笠置町ではあると思うんですけれども、何かハラメント

とかがあって、これ、退職されているんでしょうか。お聞きしたいです。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

離職者が増えているのは確かですけれども、ハラスメントが原因でということでは、今、ここ数年の中ではないです。把握している中ではないです。以前にもありましたように、若い職員についてはステップアップして他の自治体に行ったりというところはかなり増えてきておりますので、寂しいことではありますけれども、そういう内容での離職というふうに把握しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ステップアップと、総務課長はポジティブに常に答えてくれますけれども、そもそもこれ、ハラスメントを訴えられずに違うところを受けはって、勝ち取らばって、退職していかはったら、そのハラスメントは存在しないのかもしれないし、そもそも笠置で働くことが何らかのストレスを抱えて働いているのかもしれない。ね。その現実があるんやったら、やっぱり執行部はそれ突き止めなあかんし、自分自身の中にもあるのかもしれないですよ。いつまでこの仕事やるんのやろう。答えがない仕事ですから、公務というのは。その中でどのように同僚との関係性を築いていって職場環境をよくする、働きがいを持てるような仕事にするというような取組も、僕はハラスメント予防やと思うんですよ。

それこそ、中町長が在任されてから、まあまあ僕が数える中で5人ぐらいの職員さんが笠置町から、若い方、中堅クラスの方、管理職の方、退職されたかと思うんですよ。でも、これはほんまに絶対原因あると思うんですよ、僕ね。若手が次のステップアップで離れていくのは、まあ百歩譲ってみたいところがあるのかもしれないけれども、その子は何かに早期的に気づいたかもしれない。今月ですか、喫煙仲間の方もよそへ行かばって、これほんま寂しいんですよ。仲よく昨日までしゃべっていた職員さんが、次行ったらもうおらへんと。もうこんな現実ほんまにやめていただきたい。ほんまにハラスメントないんかなと思うぐらい心配しているんですよ。これからも離職者は増えないのか。ただでさえマンパワー不足というのを懸念されている中で、僕から見たらなかなかよく働く職員さんが辞めていっちゃったなというのが感想なんです。本当に執行部は、これ大きな問題やとして、ハラスメントからつくられる職場環境、それが離職者の軽減につながるかもしれないし、本当に自分たちの

足元やったりとかよく見て、笠置町をよくしていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員おっしゃっていただきましたように、職員数が少ない中ですので、風通しのいい職場というのが一番やと思います。職員の皆さんに仕事のしやすい環境の中でやっていただこうと思えば、やっぱり人間関係というのが一番出てくると。仕事の困難さもあるかもしれませんが、それも協力し合える職場があつてのことやと思いますので、ここにおります執行部側の管理職につきましても、十分そこら配慮しながら業務に努めたいと思いますので、また御協力いただけますようお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 本当にまちづくりやと思うんですよ、職場づくりも。僕、本当に政治家目指して今この立場でいさせてもらうときに教えてもらった言葉の一つで、先ほども言いましたけれども、全ては住民さんのためやと。何があつても住民さんのためや。それ、忘れんのやったら、もう議員辞めてまえと教えてもらったことがあるんですね。

僕、行政マンも一緒やと思うんですよ。きれいごとかもしれないけれども、その目的、目標がなかったら、やっぱり続けていかれへん仕事なんかだと思います。だから、何かきちつと管理職とか首長がリーダーシップ持って、ここで働くことは尊いことやと、素晴らしいことやと思えるような笠置町にしていきたいと思いますので、よろしく願いして、一般質問を終えさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

6番、田中良三議員の発言を許します。

6番（田中良三君） 6番、田中です。通告書に従い質問をさせていただきます。

マイナンバーカードについて。

以前にもお伺いしましたが、その後の状況について改めて確認させていただきます。

現在の取得率についてお伺いします。

現在マイナンバーカードを取得されていない方は、保険証はどのようになりますか。

転居等でマイナンバーカードの保険者の加入手続きはどのようになりますか。

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度について支払いが免除されますか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在の取得率についてでございます。

最新の情報は中旬頃更新されるため、現在の情報は令和5年8月末となりますが、78.25%となっております。

続きまして、現在マイナンバーカードを取得されていない方は、保険証はどうなるかという御質問です。

これにつきましては、令和6年秋に被保険者証を廃止と定められており、最も遅い場合の施行日は令和6年12月8日となっております。施行日時点で有効な被保険者証は、その時点から最長1年間使用することができるとする経過措置が設けられているため、最も遅い場合の有効期限は令和7年12月8日となる見込みです。これ以降は資格確認書により被保険者資格を確認されることとなります。

続きまして、転居等でマイナンバーカードの保険者の加入手続きはどうなりますかという質問でございます。

こちらにつきましては、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにひもづけされた方につきましては、カードにつきましては一度ひもづけされますと転居をされたり、国保から会社の保険など、保険情報が変更となった場合でも手続は不要です。ただし、保険者に対しては、保険者情報の変更の手続、資格の喪失や加入、住所変更などを行っていただく必要がございます。

続きまして、限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における支払いが免除されますかという質問でございます。

こちらにつきましては、マイナンバーカードを保険証として利用される場合、限度額適用認定証の提示は原則不要となり、提示がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。ただし、自治体独自の医療費の制度、特定疾病受給者証や福祉医療証などにつきましては、引き続き、窓口での提示が必要となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

2番の現在のマイナンバーカードを取得されていない方について保険証はどうなりますかで、全国的に少数の人がマイナンバーカードを返還したと聞いております。笠置町ではそういう事例はありましたか。

それと、保険証の適用がうまくできなかったという事例が全国で1,000件余り報告されております。それも笠置町ではありましたか。

それと、3番の転居等で届出が必要とのことですが、転居されてきたときに町でそれを説明されますか。というか、その転居届出されたとき、これは必要ですよという書類か紙か何か渡さはりますか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） お答えさせていただきます。

1つ目の質問です。保険証、マイナンバーカードを自主的に返納された方は、笠置町では今のところいらっやいません。

それと、転居とかをされた場合の届出に関する周知ですけれども、国保の方に関しましては、転居された場合は保険証のほうも現在は交付し直しということになりますので、手続きのほうは促してはおりません。会社のほうとかにつきましても保険証は現在まだ発行されておられるので、会社のほうでの手続きも必要であるというふうには御説明はさせていただいております。

あともう一点、すみません、ちょっと把握し切れなかったもので、もう一度お願いいたします。

議長（西 昭夫君） 田中議員、もう一度答弁されていない部分の質問をお願いします。

税住民課長。

税住民課長（石原千明君） すみません、ひもづけ誤りがあったかどうかという御質問にお答えできておりませんでした。

ひもづけ誤りにつきましては、国保の方に関しましては、今のところひもづけ誤りというのは確認はされておられません。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

マイナンバーカードのほうはよろしく願いいたしまして、続きまして、予防接種の補助について質問させていただきます。

現在、町が補助等をしているワクチン接種を教えてください。

2番、インフルエンザ、コロナが同時発生していると聞きましたが、小学校ではインフルエンザとコロナが同時発生して学級閉鎖があったと聞いております。コロナもインフルエンザも重症化を防ぐ手立てとしてワクチン接種が推奨されておりますが、コロナについて、現在、国の事業として接種を希望される全国民が接種できる体制がつくられておられますが、以前、それも今年度限りと聞きました。来年度から原則自己負担で接種、かつ高額であると

報道されましたが、ワクチンに対する国等の現在の動向についてお伺いします。

3番、インフルエンザの予防接種に対して町は高齢者に補助をされていますが、高齢者だけではなく、対象を広げるべきだと考えておりますが。

4、肺炎球菌のワクチンの接種の助成制度について詳しくお願いします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目、町が補助等をしているワクチン接種を教えてくださいということですが、現在、町が直接補助しているものはございません。

それから、2つ目でございます。

町では、国からの通知や自治体説明会よりワクチンに対する動向等を把握しております。令和6年以降につきましては、9月12日の国の自治体説明会において、重症化予防として65歳以上等の重症化リスクの高い者への年1回、秋冬で実施する方向で議論されているということであります。現段階では、実施体制等詳細な点は未定となっております。

また、新型コロナウイルスワクチンについては、今年度末で臨時特例接種としての実施は終了ということがございます。

それから、私のほうからは4つ目、肺炎球菌のことでございます。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成26年10月1日より65歳以上の成人を対象とした定期接種が開始されております。対象者は65歳の者及び60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者で、1回接種することとなっております。ただし、過去に当該予防接種を1回以上接種した者は定期接種の対象とはなりません。

それからまた、平成26年10月1日時点において、66歳以上の者に対しても1回の接種機会を提供するため、平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間、時限措置として、各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、または100歳となる者も接種対象となりました。その後、国において、平成31年度以降にも5年間の時限措置を継続することが決定され、笠置町でも継続して実施しております。

令和6年度以降は、この時限措置が終了するため、65歳以上のみと、60歳以上65歳未満で障害を有する者の方のみが対象となる予定でございます。

この肺炎球菌につきましては、定期接種の中のB類疾病ということで、定期接種ということで費用の一部に公費負担が発生する場合がございますので、笠置町では自己負担額

2, 500円を除いた額を公費で負担しているという状況でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問に対して、3番目のインフルエンザの予防接種についてですが、補助ということでお話をいただいておりますけれども、現在、高齢者のインフルエンザの予防接種については、自己負担額1,500円を除いた分が公費負担となっているところでございます。

インフルエンザが現在、都道府県で言いますと関東を中心に流行の兆しがあるということで、私も懸念はしておりますけれども、できるだけ早急に京都府のほうに状況を確認して、どういうふうこれから考えていったらいいのかということを確認してから対応策を考えていきたいというふうに考えております。今のところ、直ちに公費負担をすると、ごめんなさい、公費負担を増やすとか補助するという計画はございません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、町長が返答してくれましたし、町長にお聞きします。

コロナ、インフルエンザ等が国からの補助、笠置町の補助を全員に、コロナに関しては全員にないようになった場合、笠置町の町民に全員にコロナの予防接種はやらはる予定ありますか。それと、インフルエンザも必要だと思うんですけれども、これを町民に全員にやらはる予定ありますか。コロナは多分、生後3か月以上は全部接種できると聞いております。これは担当課長に聞くんじゃなくて、町長に聞いたほうが良いと思いますので。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

インフルエンザ及びコロナですね、これの接種対象者、町民全員にというお話やというふうに思います。まだ国のほうでの方針が、確実な方針が出ておりません。インフルエンザについても、一部のところで非常に流行しているということで危惧されているところですが、先ほどおっしゃったように、学級閉鎖が起きていたりというのは私も掌握というか承知しております。国のほうの方針、京都府のお考え、そうしたものを参考にさせていただきながら、この問題については検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） もうこの件はこれでやめておきます。

その次、防災についてお聞きします。

毎年、全国で大きな災害が頻発しておりますが、今年も台風が立て続き発生し、各地で土砂崩れや川の氾濫があったことは記憶に新しいことです。いつ起こるか分からない災害に対して、住民の皆さんに防災への興味を持っていただくため、防災啓発活動は継続して行う必要があります。町全体で訓練実施の予定はありますか。今はもう雨量なんて観測史上最高ばっかりいろんところで発表されておりますが、これについてお伺いします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問、お答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、今、本年度、台風の発生数自体は少ないですけれども、かなり強い台風が発生いたしております。当町においても警報で職員のほう出動したというところもございます。

ただ、おっしゃいましたように避難訓練ですけれども、啓発活動に関しましては継続してずっと行っているところですが、町全体での避難訓練におきましては、今年度は全体としては予定しておりません。前回の議会でも答弁させていただきましたように、できるところから地区ごとにでもというところで、今、進めているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） まあ、あれ、この今から37年前、笠置町で、昭和61年7月21日から22日にかけて梅雨前線による局地的集中豪雨が京都府南部から大阪府北部に来て襲いましたが、各地で甚大な被害が発生しました。京都府のホームページによりますと、笠置町では降り始めから6時間で246.5ミリ、2日間で総雨量372ミリ、最大時間雨量58ミリを記録したとありますが、笠置町では甚大な被害はありました。その前は昭和48年から49年にもあって、そのときは多分笠置町で死亡した人が出たはずですが、近年、大型化で、台風などに昭和61年の災害級の大雨が全国で降ることが増えています。防災・減災に向けての活動のほかに、自然災害が発生した際どう行動するかを知っておく必要があります。防災訓練もその一つですが、地域防災力の向上を担うリーダーが必要ではないでしょうか。

現在、全国的に防災士の存在が注目され始めております。防災士資格取得講習会を開催する自治体が増えております。地域における防災に関わるリーダーである防災士を増やし、互いに手を取り合って災害に強い町を目指すことが笠置町においても非常に有効な手段だと思います。



います。その入り口として、笠置町職員や消防団員に対して講習会を開催し、防災士を育成されるべきではないでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 田中議員の御質問、お答えさせていただきます。

おっしゃいましたように防災のリーダーが必要やということは指導的役割もそうですし、指示を出せる職員なり消防団員さんというのは必要やというふうに認識しております。

防災士の養成講座に関しましては、京都府さんのほうからも積極的に養成するよう受講要請も通知頂いていることから、今の状況では幹部のほうに情報提供を行っておりまして、受講をしていただけるかというところの募集をしているところでございます。

令和3年度でしたか、防災士さんをお招きして、地区のタイムラインを作成したというところございまして、そのとき来ていただいた防災士さんが南山城村に在住されている方で、今度、先ほどの町全体での避難訓練は実施しませんが、今度、西部区さんのほうで自主防災組織を立ち上げられまして、その避難訓練、防災訓練というのが11月に実施される予定です。そのときにその防災士の方もメッセージをいただけるというふうに聞いておりますので、お近くにいらっしゃるといふところもございまして、何か協力いただけることがあったら要請させていただきたいというふうに考えております。

おっしゃいましたように、育成というところからでもございまして、積極的にそういう講習会であったり、お話を聞いている場を設けるといふところを考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） まあ、つくるとかつくらへんは町独自でできるもんだと思うんですよ、こういうのは。ぜひともつくっていただきたいと思っております。

最後に一つだけ、西部区では防災組織ができましたね。それで各区で防災組織をつくる動きはありますか。それだけ答えてもろうたらもうこの質問で終わります。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西部区で8月に自主防災組織ができて、各地区、区のほうにも今度の区長会のほうで活動、それから防災訓練をしたといふところをお話させていただきたいと思っております。こういう地区でしていただきましたら、立ち上げていただきましたら、町といたしましても地区の

ほうでの活動も活発になりますので、それぞれの区における発足の足がかりになればというふうを考えております。現時点ではまだほかの区での防災組織はできておりません。以上です。

議長（西 昭夫君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで休憩します。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時45分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（西 昭夫君） 日程第2、閉会中の委員会調査の報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査の報告を行います。総合常任委員会、田中副委員長。

6番（田中良三君） 向出委員長に代わり、総合常任委員会報告を行います。

9月14日、本会議終了後委員会を開催し、9月定例会の提案された議案の調査や事業の説明を受けました。

9月21日、笠置町の行方不明者についての対応を議題とし、委員会を開催し、基礎的な現状の枠組みを中心に説明を受けました。

警察、消防署との連携に他の自治体との連携など、現状についても説明を受けました。

認知症等による徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、他の自治体や関係機関、町内の協力事業者への情報を提供することが早期に発見する体制を構築し、徘徊高齢者の生命や身体の安全とその御家族の御支援を図るため、「笠置町高齢者等SOSネットワーク事業」を構築していますが、これは事前の登録が必要であると説明を受けました。

また、警察や消防署との定例的な協議の確認をさせていただきました。

行方不明者の事案は、警察や消防署から町に情報等が入ることはないとのことですが、笠置町では現に行方不明者が発生し、生存中に発見できなかった事案も発生しています。今後、警察からの情報提供や御家族の意向を考慮しながら、町としての協力をできる点がないか、引き続き調査を進めてまいりたいと思います。

議長（西 昭夫君） 次に、いこいの館運営対策特別委員会、坂本委員長。

5番（坂本英人君） いこいの館運営対策特別委員会の報告をさせていただきます。

令和5年9月21日木曜日、役場2階、議員控室にて委員会を開催いたしました。

地域活性化起業人の採用における途中経過の報告について、行政からの説明を受け、7月3日から21日の期間で地域活性化起業人の公募を行ったが、期限内に応募がなかったことの説明を受け、制度活用の期限が迫っていたこともあり、以前、いこいの館の設備等で関係のあった企業にお願いをしてみたところ、意欲的に引き受けてくださる運びとなったと報告を受けました。

委員からは、会社の実績や規模などの質問がありましたが、詳細の説明は本日の本議会終了後に委員会を開催し、説明を受けることとしております。以上、いこいの館運営対策特別委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、一部事務組合等議会報告を行います。相楽東部広域連合議会、由本議員。

7番（由本好史君） 相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和5年第2回相楽東部広域連合議会定例会は、去る7月27日午前9時30分から和束町議会議場において開催されました。

開会宣言に続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3名の議員による一般質問が行われました。

初めに、南山城村、鈴木議員が、こども基本法の受け止めや学校施設の避難場所としての活用等について質問をされました。続いて、和束町、村山議員からは、教育現場におけるAI活用やモンスターペアレントへの対応等について、最後に、当町の向出議員からは、ごみ出し困難者等への支援やごみ処理に係る課題等について、それぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、議案第7号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ750万1,000円を追加し、歳入歳出総額を8億3,258万円とするもので、主に、笠置小学校管理費の給食室浄化槽改修工事や和束小学校管理費の公用車購入のために計上されたもので、審議の結果、全員賛成で可決されました。

続いて、発議第1号、相楽東部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件についても全員賛成で可決され、最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。以上、令和5年第2回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

議長（西 昭夫君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会、大倉議員。

3番（大倉 博君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会。

令和5年第2回定例会が今年の8月25日、都ホテル京都八条にて行われました。それに先立って、全員協議会が8月17日、同じ場所で行われました。

案件は、同意3件、議案2件、認定2件、承認1件、請願2件が審議された。ほかに一般質問2件でした。

1、同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、同意されました。氏名は安田守。現向日市長。任期は8月25日から令和9年4月29日。

2、同意第3号、監査委員の選任について、同意されました。氏名は中小路貴司。現長岡京市議会議員。任期は8月25日から令和7年10月14日。

同意第4号、公平委員会委員、同意。氏名、塩尻澄雄。現綾部市公平委員会委員。任期は8月28日から令和9年8月27日。

議案第9号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）、可決。繰越明許費が6億1,000万円、総務管理費の繰越し。

5、議案第10号、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決。補正額は30億5,990万8,000円。総額4,027億1,114万円5,000円から4,057億7,105万3,000円に補正。後期高齢者医療給付等準備基金について、繰越金を財源とし、積立金を増額補正。

6、認定第1号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、認定されました。歳入決算総額は13億3,442万4,582円、歳出決算総額は12億1,145万6,564円、収支差額1億2,296万8,018円。

7、認定第2号、令和4年度特別会計歳入歳出決算の認定について、認定されました。歳入決算総額3,984億3,111万5,005円。歳出決算総額3,880億1,385万8,997円。収支差額104億1,725万6,008円。

8、承認第2号、専決処分の承認について、承認されました。後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例です。

9、請願第3号、後期高齢者医療制度の保険料・窓口負担の緊急引き下げなど制度の改善を求める請願書、不採択。

昨年10月から京都府の75歳以上の後期高齢者医療被保険者の約38万人のうち約7万7,000の方が2割負担となった。後期高齢者医療制度の引き下げや医療費2倍化の中止を求める意見書を国に提出してほしい等。

10、請願第4号、後期高齢者医療被保険者証廃止の中止を国に求める請願書、不採択。  
保険証とマイナンバーカードの一体化は直ちにやめて、現行の保険証を残してほしい。以上で終わります。

議長（西 昭夫君） これで閉会中の委員会調査の報告及び一部事務組合等議会報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（西 昭夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで議会を閉じます。

令和5年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 坂 本 英 人

署名議員 田 中 良 三